

種 別										整 理 番 号									
支 払 受 け 者										(受給者番号) 29									
住 所										(個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2									
東京都世田谷区等々力3-4-1										(役職名)									
氏 名										(フリガナ) タマガワ タロウ									
玉川 太郎																			

種 別	支 払 金 額	給 与 所 得 控 除 後 の 金 額 (調 整 控 除 後)	所 得 控 除 の 額 の 合 計 額	源 泉 徴 収 税 額
	内 千 円 6 847 500	内 千 円 5 062 750	内 千 円 4 669 846	内 千 円 0

(源泉)控除対象配偶者の有無等	配 偶 者 (特 別) 控 除 の 額	控 除 対 象 扶 養 親 族 の 数 (配 偶 者 を 除 く。)	16歳未満扶養親族の数	障 害 者 の 数 (本 人 を 除 く。)	非居住者である親族の数
有 従有	千 円 380 000	特 定 特 別 老 人 其 他	人 5	特 別 其 他	人 2
○		1 1 1 4			

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
内 千 円 909 846	内 千 円 120 000	内 千 円 50 000	内 千 円 19 600

(摘要) 前職 ㈱北沢商事 500,000 税 40,000 社 35,000  
 (1) 玉川春男 (2) 玉川夏男 (非居住者) (3) 玉川五郎 (年少)

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
	円 180,000	円 100,000	円 90,000	円 360,000	円 180,000

住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	居住開始年月日(1回目)	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等特別控除可能額	居住開始年月日(2回目)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等特別控除可能額
	2	年 月 日 30 1 10	住(特)	住(特特)	円 205,000	年 月 日 3 8 20	住(特)	円 9,000,000

源泉 特別控除対象配偶者	(フリガナ) タマガワ ハナコ	氏名 玉川 花子	区分	配偶者の合計所得 100,000	国民年金保険料等の金額 176,460	旧長期損害保険料の金額 19,600
	個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3				基礎控除の額	所得金額 調整控除額

控 除 対 象 扶 養 親 族	1	(フリガナ) タマガワ ハルコ	氏名 玉川 春子	区分 01	16歳未満の扶養親族	(フリガナ) タマガワ イチロウ	氏名 玉川 一郎	区分	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号 (1) 777734567890 (2) 888834567890
		個人番号 1 2 3 4 5 6 7 2 3 4 5 6 8				個人番号 1 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0			
	2	(フリガナ) タマガワ ナツコ	氏名 玉川 夏子	区分		(フリガナ) タマガワ ジロウ	氏名 玉川 二郎	区分	
		個人番号 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0				個人番号 2 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0			
3	(フリガナ) タマガワ アキコ	氏名 玉川 秋子	区分	(フリガナ) タマガワ サブロウ	氏名 玉川 三郎	区分			
	個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 8			個人番号 3 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0					
4	(フリガナ) タマガワ フユコ	氏名 玉川 冬子	区分	(フリガナ) タマガワ シロウ	氏名 玉川 四郎	区分			
	個人番号 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 7			個人番号 4 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0					

未成 年 者	外国 人	死 亡 退 職	災 害 者	乙 欄	本人が障害者 特 別 そ の 他	寡 婦	ひ と り 親	勤 労 学 生	中 途 就 ・ 退 職	受 給 者 生 年 月 日
									就 職 退 職 年 月 日	元 号 年 月 日
									○ 5 4 1	昭和 41 3 3

支 払 者	個人番号又は法人番号 1 2 2 3 3 3 4 5 6 7 7 8 (右語で記載してください。)
住 所 (居 所) 又 は 所 在 地	東京都世田谷区世田谷4-21-27
氏 名 又 は 称	株式会社 世田谷社 (電話) 03-5432-1111

(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

必ず令和6年度様式を使用してください。また、記入漏れや複写のずれがあると、住民税を正しく計算できない場合がありますので、枠の位置に気をつけてください。

記入にあたっては必ず「令和5年分給与と所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」等をご覧ください。（国税庁のホームページに掲載されているほか、事業所所在地を管轄する税務署でも配布しています。）

**住所** 令和6年1月1日現在

令和5年中の退職者は退職時の住所を記入してください。

**個人番号** 給与の支払いを受ける方の個人番号（マイナンバー）を記入してください。

**氏名** 漢字氏名、フリガナを正確に記入してください。

**種別** 俸給、給料、歳費、賞与、財形給付金、財形基金給付金などのように、給与等の種別を記載してください。

**所得控除の額の合計額** 所得控除の合計額に誤りがないかご確認の上、必ず記入してください。

**非居住者である親族の数** 扶養親族のうち、非居住者がいる場合、その人数を記入してください。

**配偶者（特別）控除の額** 配偶者特別控除だけでなく**配偶者控除の場合も控除額の記入が必要です。**

**配偶者の合計所得** **必ず記入してください。** この欄への記入がないと配偶者控除・配偶者特別控除の額を確認できません。

**生命保険料等** 「新生命保険料」、「旧生命保険料」、「介護医療保険料」、「新個人年金保険料」、「旧個人年金保険料」について、それぞれ該当する箇所に入力してください。

**住宅借入金等特別控除** 住宅借入金等特別控除可能額、居住開始年月日、控除区分を記入してください。

特定取得に該当する場合は控除区分の欄に「住(特)」と、特別特定取得に該当する場合は「特別取得」及び「特別特例取得」を含みます。）は「住(特特)」と、特例特別特例取得に該当する場合は「住(特特特)」と、特例居住用家屋に該当する場合は「住(特家)」と記入してください。

**(源泉・特別)控除対象配偶者、控除対象扶養親族など**

控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養親族および16歳未満の扶養親族の方について、以下の点を記入してください。

・氏名 ・フリガナ ・個人番号 ・区分

扶養親族が非居住者であり、次の「01」から「04」までのいずれかに該当する場合は、区分欄に該当の数字を記載してください。「02」から「04」の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。

「01」: 30歳未満又は70歳以上の者

「02」: 30歳以上70歳未満の者であって、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

「03」: 30歳以上70歳未満の者であって、障害者

「04」: 30歳以上70歳未満の者であって、給与等の支払を受ける者から前年において生活費又は教育費に充てるために支払を38万円以上受けている者

控除対象配偶者を含む同一生計配偶者、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養親族の各要件を適切に満たしているか気をつけてください。

合計所得の金額の要件

同一生計配偶者（控除対象配偶者を含む） 48万円以下

源泉控除対象配偶者 95万円以下

配偶者特別控除の対象者 48万円超 133万円以下

扶養親族（16歳未満の扶養親族を含む） 48万円以下

**個人番号又は法人番号**

給与支払者が法人の場合には13桁の法人番号を、個人事業主の場合には12桁の個人番号（マイナンバー）を、それぞれ記入してください。（個人番号は一番左の1マス为空欄にして右詰めで記入してください。）

**未成年者から勤労学生までの各欄**

各欄について、その受給者について該当する事項がある場合に を付してください。

**元号** 受給者の生年月日の元号を漢字（「明治」、「大正」、「昭和」、「平成」または「令和」）で記載してください。

**基礎控除の額** 受給者の合計所得が2400万円を超える場合は合計所得に応じた控除額を記入し、2500万円を超える場合は0（ゼロ）を記入してください。控除額が48万円（受給者の合計所得が2400万円以下）の場合は空白としてください。

給与所得者の基礎控除申告書		記載方法
合計所得金額の見積額	基礎控除の額	
2,400万円以下	48万円	記載不要
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	320,000
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	160,000
2,500万円超	なし	0

**所得金額調整控除額** 主たる給与収入が850万円を超える方で、23歳未満の扶養親族がいる場合、または受給者・同一生計配偶者・扶養親族のいずれかが特別障害者である場合は所得金額調整控除額を記入してください。所得金額調整控除の適用がない方は空白としてください。

**摘要欄**

- (イ) **特別徴収ができない方については、普通徴収該当理由の符号、普A～普Fのいずれか一つを必ず記入してください。未記入の方は特別徴収として事務処理させていただきます。**
- (ロ) 他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、他の支払者の氏名・名称、他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した税額、控除した社会保険料等を記入してください。
- (ハ) **合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者（同一生計配偶者）であっても、受給者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除を受けることができません。ただし、このような方も障害者、特別障害者または同居特別障害者に該当する場合は障害者控除を受けることができます。その場合は摘要欄に「氏名（同配）」と記入してください。**（例）世田谷 松子（同配）
- (ニ) **所得金額調整控除の適用がある場合、**年齢が23歳未満または特別障害者である扶養親族が「控除対象扶養親族」欄、「16歳未満の扶養親族」欄のいずれにも記載されていないときは、「氏名（調整）」と記入してください。（例）世田谷 次郎（調整）  
特別障害者である同一生計配偶者については上記（ハ）をご覧ください。
- (ホ) 租税条約が適用されている場合は、該当する条約名及び条文を記入してください。
- (ヘ) 丙欄の場合には必ず「丙欄」と記入してください。
- (ト) 海外出張の方は、出国先、赴任期間（予定の場合は、その期間）を記入してください。
- (チ) 個人住民税では、扶養親族等の要件とされる合計所得金額等には、退職所得（源泉徴収されたものに限ります。以下同じです。）の金額は含めないこととされています。  
令和5年中に退職所得のある配偶者又は親族等の合計所得金額を退職所得の金額を除いた上で計算した結果、納税者が個人住民税の配偶者（特別）控除、扶養控除等を受けることができる場合には、その配偶者又は親族等に関する以下の内容を摘要欄に記入し、氏名の前に（退）と記入した上、「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に個人番号（マイナンバー）を記入してください。  
この場合、摘要欄に記入した氏名と「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記入した個人番号（マイナンバー）との対応関係が分かるようにしてください。  
・氏名

- ・配偶者又は扶養親族である場合はその旨
  - ・生年月日
  - ・住所
  - ・障害者又は特別障害者である場合はその旨
  - ・国外居住する非居住者である場合はその旨（上記の「01」～「04」のいずれかに該当する場合に限る）
  - ・合計所得金額の見積額
  - ・納税者が寡婦又はひとり親である場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る）はその旨
- 例：(退)世田谷 松子（配偶者・昭和43年4月3日・世田谷区世田谷4-21-27・障害者・48万円）

控除対象配偶者に加え配偶者特別控除の対象者も上記に氏名および個人番号を記入することになっています。

また年末調整をしていない場合は、源泉控除対象配偶者の氏名および個人番号を記入します。

控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族を記入しきれない場合、その氏名を摘要欄に記入し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」、「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄に個人番号を記入してください。氏名・個人番号それぞれの前に括弧書きの数字を記入し、対応関係がわかるようにしてください。

16歳未満の扶養親族の場合は、摘要欄に、氏名のあとに「(年少)」と記入してください。(上図参照)非居住者の場合は続けて「(非居住者)」と記入してください。